

財団法人満井就職支援奨学財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人満井就職支援奨学財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を静岡県静岡市葵区御幸町11番地30に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、職業選択にこだわり、自分が選択した職業に就こうと真剣に努力している者又はこれから努力しようとしている者に対して、自己実現につながる経済的な奨学支援を行うとともに、自己実現を手助けするアドバイス、カウンセリング等の総合的支援を行い、もって社会が人材を育てる、という循環を築いていくことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 職業選択にこだわり、自分が選択した職業に就こうと真剣に努力している者又はこれから努力しようとしている者で、次のいずれかの条件を満たす者に対する奨学金の給付事業
 - ア 静岡県内の高等学校（高等専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した者で、静岡県外の大学等（大学、大学院、短期大学及び専修学校をいう。以下同じ。）に在籍している者
 - イ 静岡県内の大学等に在籍している者
 - ウ 静岡県内の高等学校卒業後2年以内のもの又は大学等への進学者で中途退学後2年以内のもので、アルバイト等として働いてきたものであって、大学等への入学が決定している者
- (2) 就職支援に係るアドバイス、カウンセリング等の事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初寄附を受けた財産
- (2) 設立後寄附を受けた財産
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として寄附された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) この法人の設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- (4) 基本財産とされている株式にもとづく新株の発行により取得した株式（株式配当により取得したものを除く。）

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、静岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は理事長が管理し、その管理の方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告、収支決算及び財産目録)

第 12 条 この法人の事業報告、収支決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の意見を付し、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、毎会計年度終了後 3 月以内に、教育委員会に報告しなければならない。

(長期借入金)

第 13 条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、教育委員会に届け出なければならない。

(新たな義務の負担等)

第 14 条 第 7 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経なければならない。

第 4 章 役員、評議員及び職員

(役員の数)

第 15 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6 人以上 10 人以内
 - (2) 監事 2 人
- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

- 2 特定の理事とその親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 3 理事に係る同一業界の関係者の合計数は、理事現在数の 2 分の 1 を超えてはならない。
- 4 監事は、相互に親族その他特別な関係にあるものであってはならない。

5 監事には、この法人の理事、評議員及び職員が含まれてはならない。
(理事の職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐して、業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
(監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次に掲げる職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は教育委員会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々3分の2以上の同意を得て、理事長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、あらかじめその旨を通知するとともに、解任の議決を行おうとする理事会及び評議員会において、弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第21条 役員は、その地位にあることのみに基づき報酬を受けてはならない。ただし、常勤の役員報酬は、理事会で定める。

(評議員)

第22条 この法人には、評議員6人以上10人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3 特定の評議員とその親族その他特別な関係のある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

- 4 評議員に係る同一業界の関係者の合計数は、評議員現在数の2分の1を超えてはならない。
- 5 第19条から前条までの規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(兼任の禁止)

第23条 役員及び評議員は、これを兼ねることはできない。

(評議員の職務)

第24条 評議員は、評議員会を構成して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職員)

第25条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 会 議

(会議の種別)

第26条 この法人の会議は、理事会及び評議員会とする。

(会議構成)

第27条 理事会は、理事長、副理事長その他の理事をもって構成する。

- 2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(会議の権能)

第28条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて必要な事項を審議するとともに、必要に応じてこの法人に関する重要事項に関し、理事長に意見を述べることができる。
- 3 理事会において、第7条及び第11条から第14条までに掲げる事項を議決する場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(会議の開催)

第29条 理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。
- 2 評議員会は、次の場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 評議員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 監事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第30条 会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1項第2号の場合には、請求があった日から20日以内に理事会を、同条第2項第2号及び第3号の場合には、請求があった日から20日以内に評議員会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも7日前までに構成員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員のうちから選任する。

(会議の定足数)

第32条 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第33条 会議の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第34条 会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。ただし、他の構成員を代理人として表決を委任することはできない。

2 前項の場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、これを出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第35条 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名、評議員会にあってはその評議員会に出席した評議員の数

(4) 議決事項

- (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した構成員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 6 章 選考委員会

(設置)

第 36 条 この法人には、第 4 条第 1 号の事業の対象となる者を選考するため、選考委員会を置く。

(委員)

- 第 37 条 選考委員会は、5 人以上 10 人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
 - 3 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が委員現在数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定は、委員について準用する。

第 7 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 38 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 39 条 この法人の解散は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 40 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、教育委員会の許可を受けて、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 41 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第 42 条 事務局に次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

(1) 寄附行為

(2) 役員、評議員及び職員の名簿

(3) 役員の就任承諾書及び履歴書

(4) 財産目録

(5) 資産台帳及び負債台帳

(6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(8) 処務日誌

(9) 官公署往復書類

(10) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第 1 号から第 5 号までの書類及び同項 7 号の書類は永年、同項第 6 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 8 号から第 10 号までの書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

第 9 章 補 則

(細則)

第 43 条 この法人は、保有する株式について、その株式の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(1) 配当の受領

(2) 無償新株式の受領

(3) 株主割当増資への応募

(4) 株主宛配布書類の受領

(委任)

第 44 条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第 15 条の規定にかかわらず、別紙役員名簿の

とおりとし、その任期は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 11 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 この法人の設立当初の会計年度は、第 10 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

5 第 6 条 2 項、第 37 条、第 37 条 3 項、第 43 条、第 44 条の改正規定は、平成 19 年 1 月 19 日から施行する。